数」のうち「計」欄の当該市町村の数

β　指定都市にあっては8/6、その他の市町村にあっては1.000

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

Ⅰ×0.982×0.75－J×0.982×0.75

Ⅰ×0.982×0.75及びJ×0.982×0.75に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ⅰ　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　改正前の省令第31条第3項第1号算式の符号Bの額

三　前年度における前二号の合算額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

（A×α＋B）×0.75

算式の符号

［略］

α　1.13

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2　土地に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

［｛（A₁×B₁）＋（A₂×B₂）＋（A₃×B₃）＋（A₄×B₄）＋（A₅×B₅）－C｝×0.014－D－（E－F＋G＋H）］×0.738

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の3

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

（A×α＋B）×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.07

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2　土地に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

［｛（A₁×B₁）＋（A₂×B₂）＋（A₃×B₃）＋（A₄×B₄）＋（A₅×B₅）－C｝×0.014－D－（E－F＋G＋H）］×0.7365

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の3